

投資信託継続購入プラン規定改定のお知らせ

2025年3月9日(日)に、以下の規定を改定いたします。

変更後の規定は、変更前からお取り引きいただいているお客さまにも適用されますので、ご了承ください。

1. 対象となる規定

「投資信託継続購入プラン規定」

2. 改定内容

契約数に上限がある旨、および上限を超過した場合、一部サービスが制限される旨を追加します。

3. 新旧対照表

改定前	改定後
<p>2. 申込</p> <p>(2) 2024年1月以降、非課税管理勘定に係る本サービスは特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に係る本サービスとして引き継ぎます。ただし、特定非課税管理勘定に受け入れできない上場株式等は、2024年1月以降、課税口座へ受け入れします。</p> <p>なお、非課税口座の受入上限額を超えた後（当該受入限度額を超えた範囲に限る）や非課税口座設定期間終了後、非課税管理勘定または特定非課税管理勘定廃止後、または非課税口座解約後の取得分については、一般口座または特定口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、投資家が特定口座を開設済の場合に限ります。）。また、本サービスを累積投資勘定または特定累積投資勘定に係るものとして申し込んだ場合には、上記にかかわらず非課税口座廃止後または、累積投資勘定または特定累積投資勘定廃止後において、本サービスの利用はできないものとします。</p> <p>(3) 指定投資信託に関する累積投資規定は、別に投資家が当行と契約した「投</p>	<p>2.申込</p> <p>(2) <u>本サービスを利用できる指定投資信託の契約数は、一投信口座あたり、当行が別途定める数を超えることはできないものとします。</u> <u>なお、この上限数を超えた場合、一部サービスのご利用が出来ない場合があります。</u></p> <p>(3) <u>2024年1月以降、非課税管理勘定に係る本サービスは特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に係る本サービスとして引き継ぎます。ただし、特定非課税管理勘定に受け入れできない上場株式等は、2024年1月以降、課税口座へ受け入れします。</u></p> <p>なお、非課税口座の受入上限額を超えた後（当該受入限度額を超えた範囲に限る）や非課税口座設定期間終了後、非課税管理勘定または特定非課税管理勘定廃止後、または非課税口座解約後の取得分については、一般口座または特定口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、投資家が特定口座を開設済の場合に限ります。）。また、本サービスを累積投資勘定</p>

改定前	改定後
<p>資信託総合取引規定」等の定めるところにより、指定投資信託の第1回払込金の払い込みをもって契約の申し込みが行われたものとします。</p> <p>(4) 引落指定口座（以下「指定預金口座」といいます。）および投信口座については、いずれも同一の取引店にある、同一名義のものにかぎるものとします。また指定預金口座は普通預金にかぎるものとします。</p>	<p>または特定累積投資勘定に係るものとして申し込んだ場合には、上記にかかわらず非課税口座廃止後または、累積投資勘定または特定累積投資勘定廃止後において、本サービスの利用はできないものとします。</p> <p>(4) 指定投資信託に関する累積投資規定は、別に投資家が当行と契約した「投資信託総合取引規定」等の定めるところにより、指定投資信託の第1回払込金の払い込みをもって契約の申し込みが行われたものとします。</p> <p>(5) 引落指定口座（以下「指定預金口座」といいます。）および投信口座については、いずれも同一の取引店にある、同一名義のものにかぎるものとします。また指定預金口座は普通預金にかぎるものとします。</p>

引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

(2025年1月14日現在)